

## 後発医薬品の出荷停止等を踏まえた診療報酬上の臨時的な取扱いについて

後発医薬品の供給停止等が続き代替後発医薬品の入手が困難となっている現状を踏まえ、9月21日付けで厚生労働省保険局医療課より事務連絡『[後発医薬品の出荷停止等を踏まえた診療報酬上の臨時的な取扱いについて](#)』が発出されました。今回は本内容の概要について解説します。

### ■当該取り扱い期間

2023（R05）年10月～2024（R06）年3月 期間分

※今年3月13日に発出された4月～9月の診療分の臨時的取り扱いの再延長となります。

### ■臨時的取扱いの対象の診療報酬

[事務連絡の別添2](#)に記載の品目（下表参照）と同一成分・同一投与形態の医薬品については、

- ・ 後発医薬品使用体制加算
- ・ 外来後発医薬品使用体制加算
- ・ 後発医薬品調剤体制加算
- ・ 調剤基本料注8に規定する減算（後発医薬品減算）

（以下「加算等」と記します）における実績要件である後発医薬品の使用（調剤）割合（以下「新指標の割合」と記します）を算出する際に、算出対象から除外して差し支えないものとされました。

※今回の再延長に当たり、**除外品目等に変更**がありますので、ご確認ください。

#### 今回除外品目に追加された成分（50音順）

- |                      |                      |
|----------------------|----------------------|
| ・ アゼルニジピン            | ・ テルビナフィン塩酸塩         |
| ・ アルファカルシドール         | ・ トスフロキサシントシル酸塩水和物   |
| ・ アロチノロール塩酸塩         | ・ ドロキシドパ             |
| ・ イトラコナゾール           | ・ バルサルタン・アムロジピンベシル酸塩 |
| ・ イフェンプロジル酒石酸塩       | ・ パロキセチン塩酸塩水和物       |
| ・ インドメタシン            | ・ ピコスルファートナトリウム水和物   |
| ・ エカベトナトリウム水和物       | ・ ピタバスタチンカルシウム       |
| ・ オメプラゾール            | ・ ベニジピン塩酸塩           |
| ・ オロパタジン塩酸塩          | ・ ベラプロストナトリウム        |
| ・ クラリスロマイシン          | ・ ベンズブロマロン           |
| ・ クロルフェネシンカルバミン酸エステル | ・ ミノサイクリン塩酸塩         |
| ・ サラゾスルファピリジン        | ・ メナテトレノン            |
| ・ ジピリダモール            | ・ メロキシカム             |
| ・ ジフェニドール塩酸塩         | ・ モメタゾンフランカルボン酸エステル  |
| ・ シメチジン              | ・ レトロゾール             |
| ・ セフトリアキソンナトリウム水和物   | ・ 球形吸着炭              |
| ・ タモキシフェンクエン酸塩       | ・ 尿素                 |

#### 除外品目外となった成分（50音順）

- |            |               |            |
|------------|---------------|------------|
| ・ アリピプラゾール | ・ アンブロキシール塩酸塩 | ・ エペリゾン塩酸塩 |
|------------|---------------|------------|

（品名については[参照先](#)にてご確認ください）

### ■臨時的取り扱いを行った場合の報告について

- 前記の全ての品目について新指標の割合の算出対象から除外することとし、一部の成分の品目のみ算出対象から除外することは認められません。
- 臨時的取扱いは1か月ごとに適用できることとし、加算等の施設基準について、直近3か月の新指標の割合の平均を用いる場合においては、当該3か月に臨時的取扱いを行う月と行わない月が混在しても差し支えありません。
- カットオフ値の算出について、臨時的取扱いの対象とはしないこととし、新指標の割合について臨時的取扱いを行った場合においても、カットオフ値についてはこれまでどおりの方法で算出し、加算等の施設基準の実績要件を満たすかどうか確認する必要があります。

### ■臨時的取り扱いを行った場合の報告方法等

- 新指標の割合を算出する際に臨時的取扱いを行い、加算等の実績要件を満たすこととする場合（後発医薬品減算については減算に該当しないこととなった場合）は、保険医療機関等は、各月の新指標の割合等を記録するとともに、各地方厚生（支）局の報告様式に必要事項を記入し、期限までに報告を行うこと。
- 前月と加算等の区分が変わらない場合においても、新指標の割合の算出に臨時的取扱いを行い、実績を満たすこととする場合は、報告の対象となります。
- 加算等の区分に変更が生じる場合又は基準を満たさなくなる場合には、これまでどおり変更等の届出を行う必要があります。その際、後発医薬品の使用割合等については、臨時的取扱いを行って算出した割合を記載しても差し支えありません。

### ■上記の報告期限

臨時的取り扱いを行う期間	報告対象期間	報告期限
2023（R05）年10月～12月	2023（R05）年6月～11月分	2023（R05）年12月27日
2024（R06）年1月～3月 （※）	2023（R05）年9月～ 2024（R06）年2月分	2024（R06）年3月29日

（※…令和5年10月～12月について報告を実施した場合も報告すること）  
各期限までに報告が間に合わない場合は、事前に各地方厚生（支）局へご相談ください。

## 2024年度 診療報酬・介護報酬 同時改定解説セミナーのご案内

- 配信期間中は講演動画をいつでもご覧いただけます
- 配信開始直後から、使用資料のデータがダウンロード可能です
- 「医業経営ニュース」において改定情報を無料で公開いたします  
※詳しくは次ページをご覧ください

株式会社ユアーズブレンでは、診療報酬の解釈や指導監査対策等、医事に関する様々なご質問・ご相談に対応する「医事相談室」サービスを提供しております。  
詳細をご希望の方は <https://www.yb-satellite.co.jp/original9.html#a04> から、  
またはTEL：082-243-7331 e-mail：info@yb-satellite.co.jp からお問合せください。

## 2024年度 診療報酬・介護報酬 同時改定解説セミナー

2024年度は診療報酬・介護報酬・障害福祉サービスのトリプル改定に加え、医療計画・介護保険事業計画等の切替え、医師の時間外労働に対する上限規制の開始等が重なり、医療界にとって重要な年となることが予想されます。

本セミナーでは、これらの変化への対応に必要な準備について解説いたします。

- ☑ 配信期間中は**講演動画をいつでもご覧いただけます**
- ☑ 配信開始直後から、**使用資料のデータがダウンロード可能**です
- ☑ 「**医業経営ニュース**」において**改定情報を無料で公開**いたします

### 詳細案内

下記キーワードまたは右QRコードからご確認・お申込み下さい

ユアーズブレン 同時改定

検索

(<https://www.yb-satellite.co.jp/mf2024.html>)



- セミナー講師：長面川（なめかわ）さより 先生（株式会社 ウォームハーツ 代表取締役）
- セミナー主催：株式会社ユアーズブレン 医業経営コンサルティング部
- セミナー受講料：1名様 11,000円（資料代・消費税含む）
- 動画配信期間：2024年3月中旬 配信開始～同年4月上旬 配信終了（予定）

受講料のお支払い方法・視聴方法につきましては、お申込みの方にご案内いたします

### 【長面川（なめかわ）さより 先生 プロフィール】

昭和大学病院医事課退職後、1999年オフィスナメカワ設立。

診療報酬関連コンサルティング業務、検定問題作問、レセプト精度診断、開業サポート等を行う。

2004年 株式会社医療情報科学研究所 代表取締役就任後、2016年より株式会社ウォームハーツ代表取締役。専門分野である診療報酬請求をもとに、より早い情報収集・問題点抽出・分析・改善等の立案を行い、クライアントとともに課題に取り組んでいる。

【所属学会】 日本医療・病院管理学会、日本医療経営学会診療報酬・介護報酬研究部会、日本医療秘書学会、全国医事研究会(理事)、日本施設基準管理士協会(理事)